

補助対象経費について

1 大規模修繕（①）と介護ロボット・ICTの導入（②）との親和性について

大規模修繕の内容は、おおむね10年を経過して使用に耐えなくなった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事、給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事のうち、介護ロボット・ICTとの親和性がある工事とする。親和性の例は次のとおり。

（例）

- ・ 天井の内装改修（①）と天井取り付け型の見守りセンサーの導入（②）
- ・ 電気設備の改造（①）と記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で処理できる介護ソフトの導入及びWi-Fi工事（②）
- ・ 給排水設備の改造工事（①）と排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ（②）
- ・ 浴室の改修工事（①）とロボット技術を用いて浴槽を出入りする際の一連の動作を支援する機器（②）

（注意事項）

- ・ Wi-Fi工事やナースコール（壁に埋め込まれており、改修に大規模な工事が必要である等、「施設と一体的なもの」と認められるナースコール）の修繕（電気設備工事を伴うもの）を大規模修繕（①）とし、それと連携する見守り機器（②）を当該補助を利用して導入する場合、親和性を認める。ただし、大規模修繕費用については補助対象経費から除くこと。
- ・ 導入後おおむね10年以上が経過し、老朽化で使用に耐えなくなっている設備であること。
- ・ 複数種類の介護ロボットを導入する場合、それぞれに親和性がある大規模修繕を行うこと。（電気設備工事（①）と見守り機器の導入（②）、浴室改修工事（①）と入浴機器の導入（②）等）

2 介護ロボット・ICTの導入の内容について

- ・ 介護ロボットは「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定されている機器が補助対象となる。
- ・ 介護ロボットを導入する際の補助対象範囲は、TAISに記載されているセット内容のみとする。
- ・ 事業計画書には介護ロボット・ICTの導入に伴い必要となるWi-Fi環境の整備、機器（製品名）等についても具体的に記載すること。
- ・ ICTについては、その導入により業務が一気通貫となることが確認できるよう、現在の作業内容と比較して事業計画書に記載すること。（例：現在は手入力によっている、請求業務と連携できていない、等）
- ・ 見守り機器の導入に伴うパソコンやモバイル端末は、見守り支援機器の使用に不可欠なものであり、かつ見守り支援機器専用（他の目的に使わない）であれば対象と認める。また、見守り機器に連携する台数のみ補助対象となる（予備は補助対象外）。
- ・ 過去に大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICT、介護ロボット普及促進事業、ICT

導入支援事業、介護テクノロジー定着支援事業の補助を利用して導入した場合、更新を認めない。

- ・ 消費税は補助対象とする。

※介護ロボットの導入については、過去に補助対象としていたとしても、TAIS及びTAISに記載されているセット内容に記載がなければ、補助対象外とする。

3 ナースコール設備について

- ・ ICT機器のみを導入する場合は、ナースコール設備は補助対象外。介護ロボットとあわせてICT機器を導入し、ナースコール設備が介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置として認められる場合のみ、補助対象とする。

4 大規模修繕について

- ・ 大規模修繕の内容及び金額も具体的に記載すること。（実績報告の際、大規模修繕の工事契約書及び領収書を提出）

5 対象施設について

- ・ 併設施設は、特別養護老人ホームに併設されるショートステイのみが、補助対象となり、その他は対象外にため、台数や面積按分等で除くこと。